

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、以下の「経営理念」の実現を通じて、当社の企業価値を長期的に最大化するため、どのような経営戦略を策定し、どのような組織体制で業務を執行し、これを監督すべきなのか、あるいは、どのように経営の透明性を確保し、どのように株主をはじめとするステークホルダーとの良好な関係を維持していくべきなのか、倫理観とコミットメントを持って常に最良のものを追求し続けることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

(経営理念)

(1) 当社は、「消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活を第一義に考え、その満足度向上に貢献する」ことを社会的使命・存在意義(ミッション)と定め、このミッションのもと「ワンランク上の対応ができる水産物流通企業」をめざします(ビジョン)。

(2) 当社は、上記ビジョンの実現に向けて、東京中央卸売市場という「伝統的で信頼性の高い」市場の維持・発展に貢献するとともに、時代の変化に即した「革新的で将来性のある」新しい流通市場を創出していきます。

(3) 当社は、新たな事業への挑戦とリスクの適切なコントロールを両立させ、持続的な成長を達成するため、「変化に興味を持つ」「広い視野を持つ」「鮮度と旬を極める」という行動指針(バリュー)を掲げています。こうした行動指針に従いながら、高度な倫理観にもとづくフェアで透明性の高い組織運営を実現し、社会的責任の遂行に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施する方針としていますが、以下の原則については、提出日時点で、その取組み内容及び実施時期について検討中です。

【原則1-2】

(株主総会における権利行使)

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しています。当社は、株主総会招集通知の早期発送・開示や機関投資家への対応等、株主総会における権利行使に係る適切な環境の整備に努めています。

ただし、株主総会関連日程や機関投資家等への対応等については、これまで実施していない部分もあり、2016年3月期の株主総会から検討していきます。

【補充原則1-2-3】

(株主総会関連日程の適切な設定)

当社では、監査の日程や機関投資家への説明日程の確保、法定期日より早期の招集通知の発送などを考慮し、株主総会関連の日程を設定しています。

しかしながら、株主総会開催日については慣例的に3月決算の総会集中日としています。今後、株主の属性等を考慮し、少なくとも最集中日は回避するなど、より多くの株主が参加可能となるような日程を設定するよう、2016年3月期の株主総会から検討していきます。

【補充原則1-2-4】

(株主総会における議決権の電子行使のための環境作り及び招集通知の英訳)

当社では、決算短信については、2016年3月期の第2四半期より、英訳を実施しています。しかしながら、提出日現在、議決権電子行使プラットフォームの利用あるいは招集通知の英訳は実施していません。

今後、事業のグローバル展開を含む成長戦略を実践していくに伴い、海外投資家の皆様にも当社株式に興味を持っていただけるよう、決算短信のみならず、招集通知やその他のIR情報についても英語による開示の導入を検討していきます。

また、議決権電子行使プラットフォームの利用についても、実質株主の議決権行使についての実効性と費用とを見極めながら、導入を検討していきます。

【補充原則1-2-5】

(実質株主による株主総会における議決権行使)

当社は、株主名簿上に記載又は記録されている者が株主総会における議決権を有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の権利行使や質問を行うことを原則として認めていません。

そこで、当社は、実質株主の議決権行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討していくとともに、機関投資家等の株主総会への出席方法についても検討していきます。

【原則1-3】

(資本政策の基本的な方針)

当社は、これまで、事業のボラティリティの高さを考慮して、自己資本比率を高めることを目指しつつも、これまで有価証券報告書に記載のとおり、年1回の期末配当を安定的に実施することで株主への利益還元を図ってきました。

しかしながら、今般、ROEや配当性向に対する注目度が高まっている状況に鑑み、今後、当社の実情に合わせて、どのような資本政策を基本とするべきか、現在検討中であり、今後策定する中期経営計画の中に新たな資本政策の基本方針を織り込む予定です。

【原則2-4】

(女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

当社は、産休、育休制度の充実を図るなど、女性社員が継続的に活躍できる職場環境づくりを心がけています。

しかしながら、女性比率は10%以下にとどまり、必ずしも女性の活躍促進が目に見える形で目標設定するような活動を実施してきたとはいえま

せん。

今後、豊洲市場への移転に伴い職場環境も改善されると見込まれることから、これを機に女性の活躍の場を従来の慣習にとらわれず拡大・促進できるような具体的な取組みを検討していきます。

【原則3－1】

(情報開示の充実)

当社は、本原則で具体的に開示が求められている5つの項目のうち、これまで、経営戦略や経営計画については開示していません。これらについては、築地市場から豊洲市場への移転に伴う業績への影響を見極めながら、中期経営計画として策定・開示する予定です。

また、当社は、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補の指名理由についても開示していません。2016年3月期の株主総会からは、すべての取締役及び監査役候補の指名理由を招集通知にて開示する予定です。

【補充原則3－1－2】

(英語による情報開示)

当社は、これまで英語での情報開示は限定的な範囲で実施していました。今後は、海外での事業展開や海外投資家の比率を踏まえ、招集通知はもとよりその他のIR情報についても英語による開示の導入を検討していきます。なお、2016年3月期の決算につきましては、第2四半期から決算短信の英訳を開始しています。

【補充原則4－1－2】

(中期経営計画の実行及び目標未達の場合の原因分析)

当社は、現在、築地市場から豊洲市場への移転に伴う業績への影響を見極めながら、中期経営計画を策定することを予定しています。当社の取締役会は、策定した計画の達成に最善を尽くすため、適時適切にPDCAを実践し、結果についても透明性をもって情報開示していく所存です。

【補充原則4－1－3】

(後継者の計画(プランニング))

当社は、これまで、当社の営業・管理の各部門のトップあるいは子会社の経営幹部経験者などから、代表取締役の推薦により、取締役候補を指名するのが慣行でした。今後は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、取締役に必要なスキルを定義し、早い段階から当社の成長戦略を推進できる次世代幹部候補を育成するプログラムの開発に取り組む予定としています。

【補充原則4－2－1】

(中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度)

当社の経営陣の報酬は、固定報酬と経営成績を基礎とした業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬は、現時点では、導入間もないこともあって、現金報酬のみであり、健全なインセンティブとして機能するかどうか検証段階です。中期経営計画の策定後には、その達成度に応じた業績連動報酬体系や自社株報酬の導入についても検討する予定です。

【補充原則4－1－3】

(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会の期待役割を踏まえ、実質的な分析・評価手法を検討し、每期実施していくことを計画しています。まずは、2016年4月頃、総務部を事務局としてアンケート方式による評価を実施し、その結果について評価・報酬協議会にも意見を求めることから試行していく予定です。なお、結果の概要の開示の時期については、評価手法の確立にある程度の経験を有すると考えられることから、現時点では未定です。

【原則5－2】

(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、築地市場から豊洲市場への移転という重大な経営環境の変化を控え、これまで、移転による事業への影響の定量化が難しいことから中期経営計画を策定していませんでした。

しかし、豊洲移転の日程が2016年11月に決定し、移転準備が進む中、当社としても、財務体質・収益体質の強化に向けて、経営資源の選択と集中による成長戦略を前提とした中期経営計画の策定に取り組むこととしました。

公表時期は、豊洲移転に伴う業績への影響の見極めが必要なため、現時点では未定ですが、進捗に応じて、当社HP上で公表することを検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】

(いわゆる政策保有株式)

当社は、良好な財務上・営業上の取引関係の維持等を目的として上場株式を保有しています。ただし、コーポレートガバナンス・コードの導入に伴う政策保有株式に関する環境の変化に鑑み、保有する株式については、個別銘柄ごとに、每期その保有の意義を検討し、発行会社の成長性、将来性から株式の経済性があるものと見込まれる、あるいは、当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合のみ、保有することとします。

保有する意義が乏しいと判断された銘柄については、市場への影響等に配慮しつつ売却します。

保有を継続する銘柄の議決権行使に当たっては、当社の中長期的な企業価値向上への貢献度という観点から、発行会社の業績や事業計画ならびにガバナンスへの取組みなどを総合的に勘案し、賛否を判断します。

【原則1－7】

(関連当事者間の取引)

当社では、役員(役員が実質的に支配している会社を含む)や主要株主等(主要株主等が実質的に支配している会社を含む)との取引は、会社や株主共同の利益を害する可能性を有することから、原則としてこれを禁止しています。

役員については、個人及び配偶者等が有する株式等を定期的に調査し、実質的に支配している会社の有無を確認しています。

【原則3－1】

(情報開示の充実)

(i) 当社の経営理念については、当社HPに掲載している「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載していますのでご参照ください。同じ内容を本報告書「I. 1. 基本的な考え方」にも記載していますのでご参照ください。経営戦略や経営計画については、これまで開示していませんでしたが、今後、中期経営計画として策定・開示する予定です。本報告書「I. 1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」もご参照ください。

(ii) 当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定めております。基本的な考え方は、本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載していますが、詳細については、当社HPに掲載している「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

(iii) 当社の取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書「II. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv) 当社においては、新任取締役候補は代表取締役からの推薦により、現任取締役の再任は、あらかじめ定められた業績等の評価基準を踏まえて、取締役会が審議、最終決定しています。

今後は、社外取締役及び監査役から構成される評価・報酬協議会を設置し、指名プロセス等に関する意見を求めることで、さらに手続の公正性及び透明性を高めていく所存です。

(v) 当社の社外取締役・社外監査役候補の指名理由は、株主総会招集通知にて開示しています。2016年3月期の株主総会からは、すべての取締役及び監査役候補の指名理由を招集通知にて開示する予定です。

【補充原則4-1-1】

(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、当社の企業価値を長期的に最大化するため、環境変化の洞察、優先順位の決定とゴール設定、正しい情報収集と適切なリスクマネジメントを期待役割として、経営戦略に関する基本方針をはじめ、法令・定款及び取締役会規則で定められた重要な業務執行に関する意思決定を行います。

業務執行取締役及び執行役員は組織・職務規程に基づき、上記以外の業務執行の決定を委任されています。

【原則4-8】

(独立社外取締役の有効な活用)

当社は2名の独立社外取締役を選任しています。それぞれ、企業経営に関する経験と企業法務・コンプライアンスに関する専門的知識を有しており、当社の企業価値の向上に寄与する資質を十分備えた人材と判断しています。

なお、当社は、監査役設置会社として、取締役7名のうち独立役員が2名、監査役4名のうち独立役員が2名選任されているため、役員11名のうち独立役員が4名の体制となっており、経営の助言及び監視体制として十分な陣容と判断しています。

【原則4-9】

(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の社外取締役の独立性に関する基準は、本報告書「II. 1. 【独立役員関係】」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】

(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は、事業の構造や規模を踏まえ、機動性と実効性のある少数精鋭の陣容とすることを基本方針とします。

当社の取締役会は、原則として、当社の事業に精通した業務経験の豊富な社内取締役に加え、中立・独立の立場にある2名以上の社外取締役を選任する方針とします。

当社の取締役候補者の指名にあたっては、代表取締役からの推薦をうけた人物について、当社の経営理念や行動規範を理解し、適切に経営を遂行する能力を備えていることに加え、リーダーシップ、バランス感覚、創造力はもとより、知性や品格を備えていることもその資質要件として考慮して決定します。

なお、今後、各候補については、指名プロセスの客観性・透明性を高めるため「評価・報酬協議会」に意見を求めることとしています。

【補充原則4-11-2】

(取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役・監査役の兼任状況につきましては、招集通知、有価証券報告書を通じ、每期開示を行っています。

当社は、業務執行取締役及び常勤監査役については、他社の役員の兼任を原則として禁止しており、現在兼任はありません。

社外取締役及び社外監査役については、当社以外の会社の役員を兼任していますが、当社の役員会への出席率を8割以上とするため、当社を含む上場会社5社以上の役員を兼任する場合には個別に協議する方針としています。

【補充原則4-11-3】

(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価・結果の開示をしていないため、本補充原則に関する説明は、本報告書「I. 1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載しています。ご参照ください。

【補充原則4-14-2】

(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、総務部主導で、取締役・監査役を対象とする年1回の研修プログラムを設けています。研修テーマについては、コンプライアンス関連のテーマを基本に、適宜トピックな話題から選定しています。また、取締役・監査役が自主的に外部のトレーニングを受けることも推奨しており、そのトレーニング費用の支援も実施しています。

【原則5-1】

(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、総務部門担当取締役をIR担当取締役として選任し、株主からの対話の申込みに対しては、法令に従い、合理的な範囲で前向きに対応する方針としています。

対話において把握された意見等については、取締役会に適時に報告される体制となっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松岡冷蔵株式会社	3,170,964	7.87
株式会社三陽	2,836,000	7.04
株式会社ヨンキウ	2,014,000	5.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,967,000	4.88
マルハニチロ株式会社	1,232,801	3.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,072,500	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,022,000	2.53
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	807,229	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	757,000	1.88

日新火災海上保険株式会社	660,082	1.63
--------------	---------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況を記載しております。
2. 当社は以下のとおり、株券等の大量保有の状況に関する報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として平成27年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
詳細は、当社第68期第2四半期報告書をご参照ください。
・保有者 株式会社みずほ銀行およびその共同保有者 報告義務発生日 平成27年3月31日 提出日 平成27年4月7日

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松澤 宣泰	弁護士											
門田 憲一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松澤 宣泰	○	——	同氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役として独立の立場から経営を監督していただけることが期待できると考え、選任(新任)しております。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名しています。
門田 憲一	○	同氏は当社の取引先である株式会社極洋及びキョクヨー秋津冷蔵株式会社の出身者で、当社は前者とは水産物の取引があり、後者には商品の保管の委託をしております。株式会社極洋との取引額につきましては、当社及び同社の連結売上高及び売上原価のそれぞれ1%未満であり、キョクヨー秋津冷蔵株式会社との取引額は、同社の売上高の0.1%未満であり、と	同氏は、会社役員として長年培ってきた経営全般にわたる豊富な経験や幅広い見識を有しておられることから、社外取締役として独立の立場から経営を監督していただけることが期待できると考え、選任(新任)しております。同氏

		もに社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏は株式会社二葉の顧問(非業務執行者)を務めており、当社は同社に通関業務の委託をしておりますが、その取引額は同社の売上高の0.1%未満であり、金額的重要性はありません。	は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名しています。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	評価・報酬協議会	6	0	0	2	0	4	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	評価・報酬協議会	6	0	0	2	0	4	なし

補足説明 更新
--

評価・報酬協議会は、取締役会の諮問機関として社外取締役及び監査役全員で構成され、取締役候補者の資質や指名プロセス、報酬体系等についての適切性を検討し、取締役会に答申します。
上記「委員構成」の「その他4名」の内訳は、常勤監査役2名、社外監査役2名であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人、内部監査部門は良好なる協調関係にあり、会計監査、四半期レビューの報告を通じて、外部会計監査人と監査役や内部監査部門との十分な連携を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小竹 誠	公認会計士													
戸井川 岩夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小竹 誠	○	——	同氏は、公認会計士としての専門的見地から、社外監査役として独立の立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。今後とも同様な活躍が期待できるものと判断し、選任(再選)しております。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名しています。
戸井川 岩夫	○	——	同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外監査役として独立の立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。今後とも同様な活躍が期待できるものと判断し、選任(再選)しております。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

4 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員は、東京証券取引所が定める独立性の基準、並びに当社が定める以下の独立性基準を満たしており、社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指名しています。

当社の社外役員の独立性基準は以下のとおりです。なお、対象期間については、1については現在及び無期限の過去とし、2～5については現在及び過去10年間とします。

1. 当社関係者
現在あるいは過去において当社(当社の子会社及び関連会社を含む、以下同じ。)の業務執行者・顧問等(以下「業務執行者等」)でないこと。
社外監査役にあっては、これらに加え、当社の業務執行を行わない取締役および会計参与でないこと。
2. 議決権保有者
当社の5%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者等でないこと。
当社が5%以上の議決権を保有する会社の業務執行者等でないこと。
3. 取引先関係者
当社との間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等でないこと。
当社の主要借入先(連結ベースでの残高シェア上位3社)の業務執行者等でないこと。
当社の主幹事証券会社の業務執行者等でないこと。
4. 専門的サービス提供者
当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、職員でないこと。
公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領しているものでないこと。
5. その他
上記1～4に掲げる者の2親等以内の親族でないこと。
当社との間で、役員が相互就任している会社の業務執行者等でないこと。
当社との間で、株式を相互保有している会社の業務執行者等でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の経営陣の報酬は、固定報酬と経営成績を基礎とした業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬は、現時点では、導入間もないこともあって、現金報酬のみであり、健全なインセンティブとして機能するかどうか検証段階です。中期経営計画の策定後には、その達成度に応じた業績連動報酬体系や自社株報酬の導入についても検討する予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役に区分して報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会決議において取締役の報酬限度額を月額21百万円（使用人分給与は含まない。）、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会決議において監査役の報酬限度額を月額4.5百万円と定めております。

上記株主総会決議の総額の範囲内において、取締役については、会社業績、従業員給与等とのバランス、職責、在任年数、貢献度、勤務日数、他社の状況等を勘案し、社外取締役及び監査役から構成される評価・報酬協議会に答申したのち、取締役会で決定します。また、監査役については、監査役会の協議により決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

- (1) 定期的に監査役会を開催し、常勤監査役と社外監査役の意見交換や討議を行い、連携を図っています。
- (2) 監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、毎月の定例取締役会終了後、会合を実施することにより、社外取締役との連携を確保しています。
- (3) 社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者として総務部門の担当者を選任しており、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供しています。
- (4) 社外監査役の要請に基づき総務部企画課のスタッフがその職務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

- (1) 相場の変動が激しい生鮮魚類を扱う当社は、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図るため、定例で部長会を開催し、各部門の執行状況の報告並びに売掛債権のチェックを行い、且つ主要な販売案件については取締役と販売部署責任者による与信会議で販売方針を決定し実行しております。また、役員・管理職による月次並びに年度の集荷販売会議を開催し、取引の第一線で発生している課題のみならず、全社的な検討事項を横断的に処理する体制を敷いております。重要な経営に関する事項については、月例の他必要に応じて随時取締役会を開催するほか、業務執行の迅速な実行を図るため取締役ミーティングをその都度開催しております。
- (2) 監査役監査につきましては、監査役会での協議により定められた監査方針の下、各監査役が独立してその監査にあたる他、グループ会社監査役会を通じてグループ各社の業務・会計・内部統制に関する監査情報を共有し、内部監査室及び監査法人と連携して監査の実効性を確保しております。また、当社は監査役4名中2名を社外監査役とし、公認会計士や弁護士としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を生かした監査が実施されることにより、外部からの経営監視が機能する体制を整えております。その他、必要に応じて内部監査人、総務部企画課のスタッフ及び監査法人と意見交換を行うことにより、適正な監査業務の遂行に努めております。
- (3) 取締役候補者の指名にあたっては、代表取締役からの推薦をうけた人物について、当社の経営理念や行動規範を理解し、適切に経営を遂行する能力を備えていることに加え、リーダーシップ、バランス感覚、創造力をはじめ、知性や品格を備えていることもその資質要件として考慮して決定します。なお、今後、各候補については、指名プロセスの客観性・透明性を高めるため「評価・報酬協議会」に意見を求めることとしています。また、当社は2名の社外取締役を選任し、業務執行の監督機能を強化することにより、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しています。
- (4) 会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、代表取締役、監査役と定期的に会合を行う他、必要な場合随時情報交換を行い情報の共有化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を実現する制度として、現在の事業の構造や規模を勘案した結果、いわゆるオペレーティングモデルといわれる監査役会設置会社を採用しています。取締役会は、機動的かつ機能的な意思決定を可能とするため少数精鋭の陣容としています。そのうえで、社外取締役の選任や執行役員制度の導入、評価・報酬協議会の設置等により、モニタリング機能の確保・強化も図り、オペレーティングモデルを前提としつつ、モニタリングモデルの考え方も導入したハイブリッドなガバナンス体制を構築しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が議案の検討時間を十分に確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、法定期日よりも早期の招集通知発送を心掛けています。また、招集通知に記載する情報は、当社のウェブサイトで電子的に公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、監査の日程や機関投資家への説明日程の確保、法定期日よりも早期の招集通知の発送などを考慮し、株主総会関連の日程を設定しています。しかしながら、株主総会開催日については慣例的に3月決算の総会集中日としています。今後、株主の属性等を考慮し、少なくとも最集中日は回避するなど、より多くの株主が参加可能となるような日程を設定することを2016年3月期の株主総会から検討することとしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	株主総会関係書類(株主総会招集通知、同添付書類、報告書)、決算短信、適時開示情報等を当社ホームページ(http://www.tohsui.co.jp/)で掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部および経理部で対応しております。また、総務部門担当取締役をIR担当取締役として選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客・株主・投資家等のステークホルダーに対し適時適切に企業情報を開示することを当社グループの行動規範に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(社)責任あるまぐろ漁業推進機構等に参加し、水産資源の枯渇防止に努める他、安全安心な水産食料品を供給するため、市場内の環境はもとより水産食料品の各流通過程における環境保全に配慮しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役会に報告します。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるものの他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を確保しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定を行い、これらをすべて文書化し、総務部企画課において当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理しております。内部監査室はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、これを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある損失リスク管理体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各年度計画の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定するとともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライアンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監視しております。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図っております。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は四半期毎に子会社及び関連会社（以下、子会社等と言う。）に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、総務部企画課は子会社等の経営企画関連部署またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき部署として、総務部企画課のスタッフが兼務しております。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する総務部企画課スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提としております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行います。

- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
- ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
- ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
- ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
- ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
- ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
- ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力との関係は断固排除することを基本的考えとしております。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力排除を明記し、地区の特殊暴力防止対策協議会加入による情報収集等を通じ、その実効性を確保しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、株主に対する受託者責任を全うするため、持続的な成長による企業価値の向上が取締役会の重要な役割と認識しており、現時点では買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制を基軸とする内部統制の相関図

